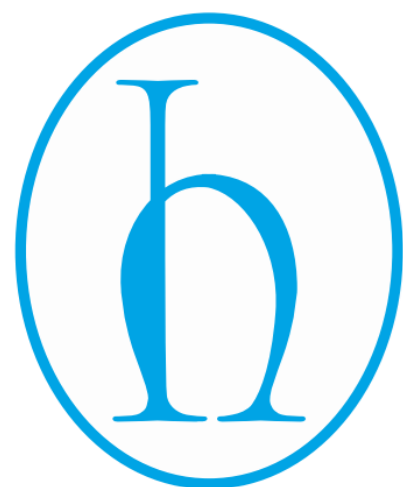




SMILE SATELLITE

# 定額減税について

よくある質問Q&A



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー

ユアーズブレン



# 目次

国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A  
(令和6年5月15日改定版)より  
作成しています

**Q1: 合計所得が1,805万円を超える人は？**

**Q2: 6月1日時点では対象者だったが、その後転職した場合は？**

**Q3: 扶養親族の数に変更があった場合は？**

**Q4: 定額減税の適用を受けるか受けないかを自分で選択できる？**

**Q5: 公的年金の支払いを受ける給与所得者の定額減税は？**

**Q6: 青色事業専従者は定額減税の対象者ですか？**

**Q7: 年の途中で死亡した扶養親族に係る減税は？**

**Q1: 合計所得が1,805万円を  
超える人は定額減税しない？**

**A: 合計所得金額が1,805万円を超えることが  
見込まれる人であっても、月次減税の時点では  
合計所得金額を勘案しないので、  
基準日在職者に該当する場合は月次減税  
の対象となります。**



**Q2:6月1日時点では対象者だったが、  
その後転職した場合は？**

**A:他の給与の支払者のもとで基準日在職者であつた人が、再就職先で主たる給与の支給を受ける場合は月次減税を行わず、年末調整時の対応となります。**



### Q3: 扶養親族の数に変更があった場合は？

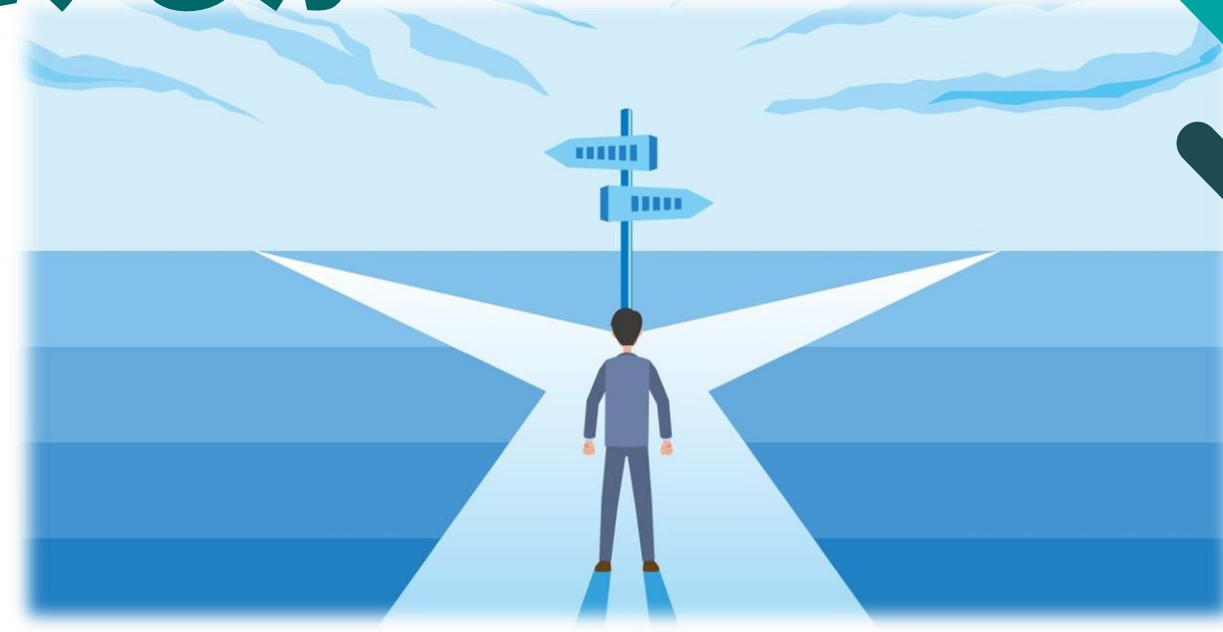
A: 最初に確認した扶養親族の数が増減しても、月次減税額を再計算することはありません。

例えば7月に子が出生して6月の給与等支給時から扶養親族の人数が増えても月次減税額は増額しません。年末調整又は確定申告での精算となります。





**Q4: 定額減税の適用を受けるか  
受けないかを自分で  
選択できる?**



**A: 基準日在職者は一律に主たる給与の支払い者  
のもとで定額減税の適用を受けることになり、  
自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを  
選択することはできません。**

## Q5: 公的年金の支払いを受ける給与所得者の定額減税は？

A: 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることとなります。なお、重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税との精算が行われますが重複控除されていることだけをもって確定申告の義務は発生しません。



## Q6:青色事業専従者は 定額減税の対象者ですか？

A:青色事業専従者として給与の支払いを受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされ、年末調整や確定申告においても定額減税の適用を受けます。



個人事業主の夫



その手伝いの妻  
(青色専従者)

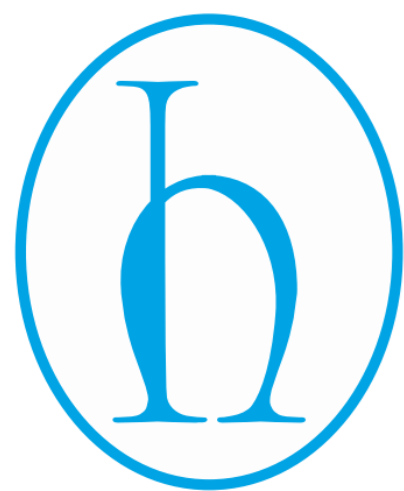


## Q7:年の途中で死亡した 扶養親族に係る減税は？

A:令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が年の途中で死亡した場合には、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含めることとされています。



# SMILE SATELLITE



税理士法人  
堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー  
ユアーズブレン